三 調 発　第１２９号
平成２９年９月２９日

会　員　各　位

三重県土地家屋調査士会
会　長　池　畑　信　也

都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の追加公開について

平素は、当会の会務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

さて、標記の基準点につきましては、平成２６年７月７日付け三調発第５７号にてご案内させていただいておりますが、この度、津地方法務局より別添、平成２９年９月２６日付不登第１６０号のとおり新たに別紙記載の地区についての基準点成果を１０月２日から各管轄の法務局に備え付け、追加公開する旨の連絡がありました。

今回、追加公開された基準点は、平成２７年度に都市部官民境界基本調査が実施された地区が対象となり、これにより、平成２２年度から２７年度までの成果が公開されることになります。

今回の対象地区のうち、ＤＩＤ以外の地区については、今後新たに、世界測地系の成果により地積測量図を作成しなければならない地区となり、同成果地区内の土地について平成３０年１月４日以後分筆等の申請をした場合において、同成果を利用することができるにもかかわらず、同成果に基づかない地積測量図が作成されている場合には、基本三角点に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして、不動産登記法第２５条第９号により却下の対象となりますので、該当地区の業務を実施される際は、当該基準点成果をご確認いただき、使用指針に沿って適正にご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会ホームページの会員専用ページ・基準点資料関係に、追加公開分の成果（法務局で公開されている成果のうち、成果表を除いたもの）を１０月２日午後予定で掲載させていただきますのでご利用ください。

なお、平成２８年度以降の成果につきましても今後、順次公開予定となっていますことを申し添えさせていただきます。

別紙

追加公開地区

【本局】
・平成２７年度（その１）　津市香良洲町地内
・平成２７年度（その２）　津市雲出本郷町地内
・平成２７年度（その３）　津市雲出長常町地内
【四日市支局】
・平成２７年度　三重郡川越町上吉及び高松地内
【松阪支局】
・平成２７年度（その１）　松阪市大口町地内
・平成２７年度（その１）　明和町大淀・山大淀・大堀川新田地内
・平成２７年度（その２）　明和町大淀・山大淀地内
【伊勢支局】
・平成２７年度（その１）　伊勢市一色町、通町及び鹿海町地内
・平成２７年度（その２）　伊勢市小木町、阿竹、田尻町、神久五丁目、神久四丁目及び黒瀬町地内
・平成２７年度（その３）　伊勢市御園町地内
・平成２７年度（その４）　伊勢市御園町地内
・平成２７年度（その５）　伊勢市二見町地内
・平成２７年度　鳥羽市堅神町、屋内町、池上町及び小浜町地内
・平成２７年度（その１）　志摩市志摩町布施田地内
・平成２７年度（その２）　志摩市志摩町和具地内
・平成２７年度（その１）　南伊勢町五ヶ所浦及び飯満地内
・平成２７年度（その２）　南伊勢町神前浦及び村山地内
【尾鷲出張所】
・平成２７年度（その１）　尾鷲市矢浜、向井、大曽根浦町及び小川西町地内
・平成２７年度（その２）　尾鷲市早田町、三木浦町、小脇町、三木里町、古江町、賀田町及び梶賀町地内
【熊野出張所】
・平成２７年度（その１）　紀北町紀伊長島区出垣内、山居、名倉、城ノ浜及び海野地内
・平成２７年度（その２）　紀北町紀伊長島区三浦、海山区小山浦、渡利及び前柱地内
・平成２７年度　御浜町市木地内
・平成２７年度　紀宝町鵜殿地内
・平成２７年度　熊野市新鹿町地内

機密性２　完全性２　可用性２

不登第１６０号
平成２９年９月２６日

三重県土地家屋調査士会
会　長　　池　畑　信　也　　殿

津地方法務局不動産登記部門
首席登記官　山　照　多賀世

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について（依頼）

平素は，登記行政に格別の御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，今般，法務省民事局から，国土交通省土地・建設産業局地籍調査課から提供された標記の測量成果の送付を受けました。

つきましては，下記登記所において，本年１０月２日から同成果を備え付け，これを一般に公開（閲覧のみ）しますので，貴会所属会員の皆様に周知されたく御依頼申し上げます。

なお，同成果の活用については，平成１８年１０月２３日付け登第８３４号当局首席登記官からの「都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（依頼）」と同様に，平成３０年１月４日以後，街区基準点の整備が完了した地域内の土地について，地積測量図を添付してする分筆の登記等の申請があった場合には，登記官は，登記所に備え付けられている街区基準点の成果に基づいて調査及び測量がされているかを確認し，街区基準点を利用することができるにもかかわらず，この街区基準点に基づかない地積測量図が作成されている場合には，基本三角点等に基づく測量ができない特段の事情がある場合（不動産登記規則第７７条第１項第７号）に該当しないものとして，当該分筆の登記等の申請を却下する（不動産登記法第２５条第９号）対象となりますので，この旨につきましても，貴会所属会員の皆様に周知されたく御依頼申し上げます。

記

津地方法務局不動産登記部門　　津地方法務局四日市支局
津地方法務局伊勢支局　　津地方法務局松阪支局
津地方法務局熊野支局　　津地方法務局尾鷲出張所